

鉄筋コンクリート造建築物の
電磁誘導法による鉄筋位置測定技術者
講習会実施要領



社団法人 日本非破壊検査工業会

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

JASS 5 T-608 講習企画運営委員会

鉄筋コンクリート造建築物の 電磁誘導法による鉄筋位置測定技術者講習会実施要領

社団法人 日本非破壊検査工業会では、JASS 5 T-608:2009 による「構造体コンクリートのかぶり厚さの検査」に係る検査技術者の育成と非破壊検査技術の普及並びに技術水準の向上のための技術者認証の導入を視野に入れた「電磁誘導法による鉄筋位置測定技術者講習会」を実施することとした。以下、上記講習会の実施要領を示す。

1. 適用範囲

本要領は、社団法人 日本非破壊検査工業会（以下、「工業会」という）が実施する「鉄筋コンクリート造建築物の電磁誘導法による鉄筋位置測定技術者講習会」（以下、「JASS 5 T-608 講習会」という）に適用する。

2. 目的

JASS 5 T-608 講習会は、鉄筋コンクリート造建築物の電磁誘導法による鉄筋位置やかぶり厚さ測定に関して、測定装置の取扱、測定方法等の知識・技量を講習することによって、電磁誘導法による鉄筋位置の測定に習熟した専門技術者の育成と非破壊検査技術の普及を図ることを目的とする。

3. 受講対象者

受講対象者は、鉄筋コンクリート造建築物の電磁誘導法による鉄筋位置の測定技術者及び測定実務の従事予定者とする。

4. JASS 5 T-608 講習会の開催

4.1 開催場所

JASS 5 T-608 講習会は、受講者の状況により開催する地区・場所を決定する。

4.2 開催日

JASS 5 T-608 講習会は、原則として年2回開催するものとする。開催場所・日程等については、本工業会のホームページ上にて、開催の約2か月前に【「JASS 5 T-608 講習会」のご案内】を掲載する。

5. 募集定員

開催場所および開催日ごとに募集定員を定める。

6. JASS 5 T-608 講習会の内容

6.1 講習内容

- 1) 電磁誘導法の基礎知識及び電磁誘導装置の取扱・操作方法についての講習と 2009 年 2 月改定の JASS 5 におけるかぶり厚さの検査のポイント、JASS 5 T-608 によるかぶり厚さ測定方法及び電磁誘導装置の測定手順についての学科講習並びに実技講習を合わせ行う。
- 2) 講習プログラム：1 日講習
 - ①学科講習
 - ・電磁誘導法の基礎知識
 - ・JASS 5 T-608 概要、電磁誘導法測定手順
 - ②実技講習
 - ・電磁誘導装置の取扱・操作方法
 - ・JASS 5 T-608 測定方法、報告書作成
 - ③修了試験
 - ・学科試験

6.2 JASS 5 T-608 講習内容

- 1) テキストによる学科講習

学科講習は、「JASS 5 T-608 講習会用テキスト」を用いて次の事項について実施する。

 - ①JASS 5 T-608 におけるかぶり厚さの測定方法
 - ・鉄筋コンクリート構造物のかぶり厚さの規定
 - ・鉄筋コンクリート中の鉄筋位置の測定方法
 - ②JASS 5 T-608 におけるかぶり厚さ測定マニュアル
 - ・測定準備
 - ・かぶり厚さ補正值の測定方法
 - ・マーキング、鉄筋位置の測定およびかぶり厚さの測定
 - ・測定結果の整理、報告書の作成
 - ・その他、関連技術
- 2) 実技講習
 - ①実技講習は、電磁誘導法測定装置の点検方法、測定前のかぶり厚さ補正值の求め方、講習用試験体を使用して試験体中の鉄筋位置及びかぶり厚さの測定、棄却検定を含めた測定結果のまとめ方を実習する。
 - ②実技講習に使用する電磁誘導法測定装置は、本工業会で貸与する。従って、測定装置の持ち込みや測定装置の指定はできない。

3) 修了試験

JASS 5 T-608 講習終了後、受講者の習得技量レベルの確認のため、学科試験による修了試験を実施する。

7. 修了証等の発行

7.1 JASS 5 T-608 講習会修了証の発行

① JASS 5 T-608 講習会受講者のうち、修了試験に合格し所定の技量を習得したと認められた技術者には「講習会修了証」を発行する。

② 「講習会修了証」の有効期間は、発行日から5年間とする。

7.2 教育訓練記録の発行

講習会受講者に対して、「教育訓練記録」（有効期間：5年間）を発行する。

8. JASS 5 T-608 講習会費用

8.1 会員受講料

17,000 円（講習会テキスト、消費税含む）

8.2 非会員受講料

20,000 円（講習会テキスト、消費税含む）

以上

制定：平成21年10月30日

改定：平成24年 3月21日